

## 掲載内容

## 第1章 登記準備のための組織決定方法の実務

## 第1 通則

- 1 添付書面情報に記録する電子証明書
- 2 定款記載事項と登記記録の同一性

## 第2 株主総会の決議

- 3 株主総会の決議
- 4 書面決議の際の留意点
- 5 パーチャル総会の方法

## 第3 種類株主総会の決議

- 6 種類株主総会の決議
- 7 2種類以上の種類株主を構成員とする共同の種類株主総会

## 第4 取締役会の決議

- 8 取締役会の決議
- 9 取締役会の書面決議の方法

## 第5 取締役の決定

- 10 取締役の過半数の決定

## 第2章 株式会社の登記実務

## 第1 設立

- 11 定款の作成時期、出資の払込時期、設立時役員を選定時期
- 12 定款認証手続における近時の改正点
- 13 法人が発起人となる場合の実質的支配者申告

## 第2 商号、目的、本支店、公告方法など諸変更

- 14 管轄区域外への本店移転
- 15 同一商号・同一本店
- 16 完全子会社の新規事業の実施と定款変更の要否
- 17 貸借対照表の電磁的開示制度を採用している会社の決算公告
- 18 支店登記制度の廃止

## 第3 株式

- 19 株券発行会社において、取得条項付株式を導入する際の留意点
- 20 会社に対する複数の債権又は債権の一部の現物出資(D&S)
- 21 海外送金による出資の履行に不足額が生じた場合の取扱い
- 22 取締役会非設置会社における株式分割の手続方法とスケジュール
- 23 発行済株式の一部を種類株式にする場合の留意点
- 24 種類株式を廃止し、単一株式発行会社とする手続

- 25 拒否権付種類株式の導入の際のオーナー側の留意点

## 第4 新株予約権

- 26 上場会社における、月末の新株予約権行使の留意点
- 27 新株予約権の発行登記後に変更が必要となる場合
- 28 新株予約権の行使

## 第5 機関、役員等

- 29 M&Aによる役員変更がある場合の留意点(員数、定時総会基準日など)
- 30 株主総会における代表取締役の選定
- 31 定款変更による役員等の任期への影響
- 32 旧氏の記録の申出と議事録記載事項

## 第6 資本金額等の変更

- 33 資本金等の額の減少の手続における留意点
- 34 募集株式の発行と同時に資本金等の額を減少する場合の留意点

## 第7 組織再編

- 35 債権者保護手続の注意点
- 36 会社分割と商号続用免責登記
- 37 簡易合併要件と抱合せ損失

## 第8 解散・清算

- 38 みなし解散
- 39 登記記録の復活
- 40 会社継続手続における代表取締役選定の際の商業登記規則61条6項の適用の有無
- 41 解散時点の定款(目的を清算目的とすることが可能か)

## 第3章 有限会社の登記実務

- 42 特例有限会社において議決権制限種類株式を導入しようとする際の留意点
- 43 特例有限会社の株式会社への商号変更
- 44 特例有限会社における組織再編(当初特例有限会社を存続会社とする合併、完全親会社とする株式交換の違い等)

## 第4章 持分会社の登記実務

- 45 合資会社のみなし種類変更
- 46 持分の相続
- 47 定款による退社事由の許容範囲
- 48 社員が欠けたことによる解散の問題点

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 登記実務における会社法の「勘どころ」を詳解!



## 商業登記と会社法

—司法書士が押さえておきたいポイント—

編集 加藤 政也 (司法書士)

◆司法書士が悩みがちな実体法上の問題を多数取り上げています。

◆商業登記に関する会社法の規制や趣旨を解説し、それを登記に反映するための手続上の留意点を解説しています。

◆会社法や登記手続において、参考となる文例や書式を適宜掲載しています。



A5判・総頁334頁

定価4,180円(本体3,800円) 送料460円

0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉

定価 3,850円(本体 3,500円)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 総務本部 〒460-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒357-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2022.9)51002211

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



## 第5 機関、役員等

### 29 M&Aによる役員変更がある場合の留意点（員数、定時総会基準日など）

**Q** M&Aに伴い役員が交代する場合、どのような点に留意すればよいでしょうか。

**A** ① M&Aの手法にもよりますが、M&Aを実行する際には、大株主の異動があるケースがほとんどですので、多くの場合、M&Aの対象となる株式会社においては役員の交代が行われます。新役員の選任決議を行う株主総会においては、通常、新株主（買い手側）が議決権を行使することになりますので、当該株主総会が定時株主総会であって、定款に議決権行使の基準日の定めがあり、基準日株主が旧株主（売り手側）である場合には、あらかじめ基準日の定めを廃止する必要があるでしょう。また、役員員の員数や任期に関する定款の定めにも留意する必要があります。**【会社法】**

② 定款規定に違反した取締役の選任登記申請は、却下されることとなります。また、基準日の定めを廃止した後に定時株主総会が開催された場合の役員変更登記申請に添付する株主リストには、株式の

### 30 株主総会における代表取締役の選定

**Q** 取締役会設置会社は株主総会において代表取締役を選定することができるでしょうか。取締役会における選定との違いは何でしょうか。

**A** ① 取締役会設置会社における代表取締役の選定機関は、会社法上、取締役会と定められています。ただし、株主総会において代表取締役を選定することができる旨を定款に定めれば、代表取締役を株主総会で選定することも可能です。

#### 【会社法】

② 株主総会で代表取締役を選定した場合には、株主総会議事録が「代表取締役を選定したことを証する書面」となり、加えて株主総会で代表取締役を選定することができることを証する定款及び株主リストの添付が必要です。

代表取締役の選定決議を行った議事録の押印については、商業登記規則61条6項で会社法の原則とは異なる定めが置かれています。ただし、その場合も、株主総会議事録と取締役会議事録では署名義務者が異なります。**【登記】**

M&Aの手法には、合併、会社分割、株式交換、株式移転などの組織再編によるものや、事業譲渡、株式譲渡、募集株式の発行（第三者割当）等によるものがありますが、ほとんどのケースにおいて、大株主の異動を伴います。本設問では、新設分割（会社762①）によって新たに株式会社を設立（人的分割（会社763①十二））し、その後、新設分割株式会社の株式全部を資本関係のない株式会社に譲渡するケースを想定して解説することとします。

#### 2 M&Aに伴う役員の交代

前記1のとおり、M&Aを実施する際は、ほとんどのケースにおいて大株主の異動が伴いますから、売り手側（旧株主）からの出向役員（取締役や監査役）はM&Aのクロージング日（株式譲渡日）に辞任し、代わりに買い手側（新株主）によって指名される者が新たに対象会社（前記1の新設分割株式会社）の役員に就任することになります。役員の交代に関しては、通常、株式譲渡契約書に規定されています。

設置会社が株主総会で代表取締役を選定することはできないようにも思えます。

一方で、取締役会設置会社は、株主総会において「会社法及び定款で定めた事項」を決議できることとされています（会社295②）、定款の定めを置くことによって、株主総会において代表取締役を選定することができるか、という点が問題になります。

この点について、会社法施行前の登記実務においては、定款に代表取締役を株主総会で定めることができる旨の定めを設けることはできず、代表取締役の選定は取締役会の専権事項であると解されていました（昭26・10・12民事甲1983）。しかし、会社法は、取締役会設置会社が定款によって株主総会の決議事項とすることができる事項について、特に制限を設けていません（相澤哲編「立案担当官による新・会社法の解説」別冊商事法務295号76頁（2006））。

したがって、取締役会設置会社が株主総会において代表取締役を選定できる旨の定款の定めを置けば、株主総会で代表取締役を選定することは可能と解されています。もっとも、取締役会が代表取締役の選定及び解職を行う旨の会社法362条2項3号の定めを定款の定めによって排除することはできませんから、定款規定としては、株主総会・取締役会いずれにおいても、代表取締役を選定することができる旨の下記のような定めを置くこととなります。

**【取締役会設置会社が株主総会で代表取締役を選定できる旨の定款規定例】**

（代表取締役の選定）

第〇条 当社は、株主総会の決議により代表取締役を選定することができる。

ただし、取締役会における代表取締役の選定決議を妨げないものとする。

通常、株式会社の定款には基準日の定め（会社124③）が設けられており、この場合、定時株主総会において議決権を行使することができる株主は、基準日時点の株主であるとされます。

本設問における会社分割（新設分割（会社762①））及び株式譲渡は、以下の日程で行われるものとします（定款に定める基準日は3月31日）。

- ① 新設分割計画書の承認に係る臨時株主総会（5月31日）（会社804①）
- ② 新設分割の効力発生（6月1日）（注）登記申請日
- ③ 新設分割株式会社（対象会社）の株式譲渡（6月15日）  
対象会社の取締役及び監査役辞任
- ④ 定時株主総会（6月15日）  
対象会社の取締役及び監査役選任

上記の場合、④の定時株主総会において議決権を行使する株主は基準日時点の株主、つまり旧株主となり、新株主は議決権を行使することができません。そのため、新株主が議決権を行使するためには、あらかじめ定時株主総会における議決権の基準日の定めを廃止する定款変更決議を行う必要があります。ただし、基準日の定めを廃止する定款変更決議は、通常、当該基準日到来前、つまり、権利を行使すべき

#### ◇登記手続上の留意点◇

##### （1）議事録の押印

代表取締役の選定決議をした議事録については、商業登記規則61条6項の適用を受けることとなります。

すなわち、取締役会を開催し代表取締役を選定した場合の取締役会議事録には、原則として出席取締役及び出席監査役全員の個人の実印を押印し、当該出席取締役等の印鑑証明書（有効期限の定めはありません。）を添付しなければなりません（商登規61⑥三）。ただし、変更前の代表取締役が当該議事録に会社の届出印を押印した場合には、その他の出席取締役等は個人の認印を押印（署名でも可）すれば足り（商登規61⑥ただし書）。

株主総会議事録については、会社法上の署名義務が課されていませんが、株主総会を開催し代表取締役を選定した場合の株主総会議事録には、原則として議長及び出席取締役全員の個人の実印を押印し、当該取締役の印鑑証明書（有効期限の定めはありません。）を添付しなければなりません（商登規61⑥一）。なお、出席監査役が議事録に記名押印する場合には、実印の押印を要しません。変更前の代表取締役が株主総会議事録に会社の届出印を押印した場合には、その他の出席取締役等の記名押印を要しないこととなります（商登規61⑥ただし書）。

##### （2）代表取締役の選任機関による署名義務者の違い

前記（1）のとおり、株主総会議事録と取締役会議事録では署名義務

では、  
準日の  
会社に  
う技術  
て議決  
ことが  
関係を  
乏しい  
の開催